

# 須磨区地域活動支援コーナー 運用要領

## 1. 設置趣旨

須磨区民と須磨区による協働と参画のまちづくりを推進し、区民の地域活動を支援することを目的として、須磨区役所3階に「地域活動支援コーナー」（以下「支援コーナー」という。）を設置する。

## 2. 利用団体の定義及び利用目的・利用制限

- (1) 主として須磨区民で構成され、須磨区内で協働のまちづくりを推進する地域活動団体で、下記の要件を満たす団体を「利用団体」とする。
  - ①営利活動を目的としない団体であること。（利益を社員や役員に分配しないこと）
  - ②暴力団でないこと。暴力団または暴力団の構成員等の統制下でない団体であること。
- (2) 支援コーナーの利用目的は、上記「1. 設置趣旨」に沿ったものに限るものとする。
- (3) 支援コーナーは、次の目的で利用することはできない。
  - ①個人的な専用利用
  - ②営利目的の利用
  - ③宗教活動又は政治活動のための利用
  - ④公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
  - ⑤その他区長が不相当と認める利用

## 3. 団体登録及び支援コーナーの利用手続

- (1) 支援コーナーの利用を希望する団体は、事前に団体登録を行うものとする。団体登録の申請は、所定の様式に必要事項を記入し、平日の8時45分～17時30分までの間に、須磨区地域協働課に提出するものとする。
- (2) 支援コーナーの「ミーティングコーナー」利用にあたっては、事前予約を平日の8時45分～17時までの間に、須磨区ボランティアセンターに電話又は窓口で申し込みを行うものとする。

## 4. 団体登録等の取り消し

区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録の取り消し、又は使用の取り消しその他必要な措置を命じることができる。その他管理運営上やむを得ない必要が生じたときも、同様とする。

- (1) 登録団体から団体登録取り消しの申し出があったとき。
- (2) この運用要領又はこの要領に基づく細則に違反したとき。
- (3) 利用目的、利用制限、利用上の注意などに違反して使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により団体登録の申請又は支援コーナーの利用をしたとき。
- (5) その他公序良俗に反する行為があったと認めるとき。

## 5. 支援コーナーの利用時間

支援コーナーを利用できる時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日の9時から17時までとする。（但し、12時から13時の間を除く）
- (2) 「ミーティングコーナー」の運用は、別途定める利用細則によるものとする。

## 6. 利用内容

支援コーナーの利用内容は、次のとおりとする。

- (1) 「ミーティングコーナー」を利用した打ち合わせや、それに伴う事務作業
- (2) 「情報交流コーナー」を利用した「活動紹介、ボランティア募集等」の情報掲示板、チラシラックの利用

(3)上記のほか運用の詳細等は、利用細則で定める。

## 7. 利用料

支援コーナーの利用料金は、無料とする。

## 8. 利用上の注意

- (1)支援コーナー内では、他人に迷惑や不快感を与える行為、食事・飲酒及び喫煙を禁止する。
- (2)後片付けや机上の清掃を行うこと。ごみは、利用者が持ち帰ること。
- (3)器物等を破損した場合、原因者の負担で修繕等を求めることがある。
- (4)申込み者と使用者は同一の登録団体に属する者に限るものとする。
- (5)支援コーナーの管理上必要があると認めるときは、ミーティングコーナーを含め利用施設内に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。
- (6)この運用要領及びこれに基づく利用細則に反する行為等、不適切な利用があった場合、区長は当該団体の登録を取り消す（「4. 団体登録等の取り消し」のとおり）とともに、当該団体及び当該団体の所属構成員について、以降の団体登録を認めず、支援コーナーの利用を禁止することができる。

附則（平成23年9月21日制定）

- 1 この要領は、平成24年5月7日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年4月1日から施行する。